



Title	家庭内暴力の被害者・加害者への対策の現状と課題
Author(s)	金, ジャンディ
Citation	大阪大学, 2015, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/51880
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏名 (金 ジャンディ)

論文題名

家庭内暴力の被害者・加害者への対策の現状と課題

論文内容の要旨

家庭の平穏は、健全な社会において、望ましい人間関係を形成するために必要不可欠である。個人にとって家庭生活は、社会を理解するための基盤であり、様々な人間関係を理解する経験の場となっている。家庭内における様々な経験は、その人格に非常に多くの影響を及ぼすのであって、家庭で暴力が発生した場合、成人であっても鬱病や自殺行動、自傷行為などを原因とした慢性後遺症による苦痛を受けることになる。家庭内暴力を直接経験ないし目撃した児童は、人格形成において悪い影響を受け、暴力的な性格になる恐れがある。特に家庭構成員による暴力は、家庭内での否定的な経験として、人生の全般に大きな影響を及ぼす。さらに極端な場合、深刻な犯罪につながるケースもある。

今日、家庭内暴力は積極的な対応を必要とする社会問題となっており、この問題をめぐって法律の制定や改正、学問的研究が行われている。すなわち、2000年には児童虐待防止法、2001年には配偶者暴力防止法がそれぞれ制定され、家庭内暴力への問題意識が日本社会で共有され、被害の実態が表面化するようになった。しかし、数回の改正を経てもなお法的・社会的介入のあり方が十分ではないと批判されるのは、家庭内暴力が依然、犯罪として適切に評価されていないことや、単に犯罪として評価し介入することだけではその問題を解決することが難しいという点に原因がある。家庭内暴力のように特別な性格を持つ犯罪に対しては、その特徴について綿密な検討を行ったうえで、検討結果を反映させた対策を講じるべきである。このような事実に基づいて本論文では、家庭内暴力加害者・被害者への対策の現状と課題について検討する。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (金 ジャンディ)			
	(職)	氏 名	
論文審査担当者	主 査	教授	島岡 まな
	副 査	教授	佐久間 修
	副 査	教授	松田 岳士

論文審査の結果の要旨

【本論文の意義】

家庭内暴力（ドメスティック・ヴァイオレンス、以下DVという）は個人的な問題でなく、放置してはならない社会的な問題である。しかし、日本社会の関心は、諸外国に比して決して高いとは言えない。日本の犯罪白書を見ても、年間1千件前後の殺人事件において、親族間での発生割合は、毎年50%前後を推移しているが、傷害罪では、親族間での発生割合は4%前後と極端に少ない。親族間以外での発生割合は傷害罪が殺人罪を上回っているにもかかわらず、なぜ親族間では傷害罪の発生割合が極端に少ないのか。暴行・傷害などは、親族間だから、家庭内だからという理由で潜在化し、被害者の苦しみは顕在化しないのではないか。この疑問が金ジャンディ氏の博士論文テーマの選択に向かわせたという。金氏の学位申請論文「家庭内暴力の被害者・加害者への対策の現状と課題」は、家庭内暴力の特徴や現状、被害者に対する支援・保護制度、加害者対策の現状とその問題点を抽出し、それらに対する解決策を、比較法的観点からアメリカ合衆国と韓国の法制度等も参考としつつ、探究したものである。

従来、日本の家庭内暴力（DV）に関する研究は、成人女性に対するDVに焦点を当て、配偶者暴力防止法をめぐる法制度とその問題点に関する紹介が中心であり、本学位申請論文のように、人々の家庭内暴力に対する意識の変化等に関する統計を調査し、児童の面前DVという児童虐待も同時に対象として、総合的な解決策を探究する刑事政策的手法は、ほとんど用いられてこなかった。また、この問題の研究が早くから進んでいるアメリカ合衆国の例と共に、申請者の母国であり、最近この分野に関し、目覚ましい発展を遂げている韓国の制度をも比較・参照することにより、国際的視点からみた日本の状況がより鮮明になったということもできよう。

その意味で、本論文は、手法の新しさ、比較法的視点の豊かさの点で、この問題に関する日本の議論に裨益するところが大きいと思われる。

【本論文の構成と内容】

本学位申請論文は、序章と結語のほかに、以下の3つの章により構成される。

第1章「家庭内暴力」においては、日本の家庭内暴力の特徴、実態および関連法律・制度を検討している。家庭内暴力の特徴として、(1) 自律性・閉鎖性、(2) 関係の親密性、(3) 経済的・社会的な依存関係を挙げ、これらを理由とする被害の潜在化、深刻化、犯罪の反復性を指摘する。これらの家庭内暴力の特性を考慮し、その予防および被害者の保護・支援を実現するために、まず、実態や既存の保護制度の内容の正確な把握を目指し、統計や関連文献を分析・検討している。

第2章「現行法律・制度および支援上の問題」においては、現行の法律・制度および家庭内暴力の被害者支援・加害者への対策上の問題について明らかにし、特に家庭内暴力の特徴を考慮し、被害者保護および暴力予防の観点から改善が必要な部分について指摘している。

第3章「問題解決へ向けた提言」においては、第2章で指摘した問題の解決方法を探究するために、まず第一に、比較法的手法を用い、問題解決の手がかりとなる諸外国の制度を分析する。最初は、早くから加害者プログラムが実施され、その効果の検証に関する研究が蓄積されているアメリカ合衆国の制度について紹介・検討する。次に、日本に近似した法体系・法制度をもつ韓国の家庭内暴力防止法や家庭内暴力処罰法について紹介する。そこでは、2011年の改正によって認められた緊急臨時措置や家庭内暴力専任警察の存在、2003年に導入された相談条件付起訴猶予制度な

どの興味深い制度について紹介・検討している。第二に、その検討結果に基づいて、日本の家庭内暴力の被害者・加害者への対策上の問題の解決方法を検討する。具体的には、総合的な法律（ファミリーバイオレンス法）の制定、警察の早期対応、加害者の更生、家庭内暴力に関する意識改善および広告、被害者への支援などを提言している。

【本論文に対する評価】

上記の通り、金論文は、①従来、成人女性に対するDVの実態、配偶者暴力防止法をめぐる法制度とその問題点に関する紹介が中心であった日本の研究に対して、児童虐待も含めたより広い家庭内暴力を対象とし、総合的な支援および関係機関の連携を提唱する点に新しさがあり、②比較法的に見ても、ヨーロッパの制度の紹介が多かった日本で、アメリカ合衆国の文献に直接当たり、その一部を紹介すると共に、韓国を母国語とする申請者の強みを生かして、詳細かつ正確な韓国の制度の紹介も同時に行っている点で、より多角的な視点からの検討を可能とするものである。もちろん、対象を広くとったことにより、浅く広い検討に終わった嫌いがないではない。また、日本のDV問題に関しては、研究者のみならず、実務家が多く文献を公表しており、実務的な問題点をさらに深く掘り下げることで、より実態に即した問題点の検討が可能となるように思われる。別紙様式8に記載するように、公開審査においても、警察の早期介入の提案に対する懸念や、アメリカ合衆国といっても州ごとに法制度が異なるので、対象範囲をより明確にすべきである、家庭内暴力の内容も様々であるので、扱う対象を判断基準をより明確にして整理すべきである、等の意見が出された。

しかしながら、本論文は、それらの改善点を追加すべき出発点としての基礎的研究としては十分かつ重要な内容を含んでおり、今後、さらに精緻な研究を進め、本問題に関する問題関心を高め、重大な人権侵害である家庭内暴力被害者の保護及び再発防止としての加害者の更生に貢献することが期待されるものである。

以上の理由により、本論文は、課程博士に相応しい内容を備えており、よって、申請者である金ジャンディ氏に博士の学位を授与することができるものと審査員は一致して判断する。なお、本論文については、剽窃防止申合に従い、剽窃がないことを確認済みである。